



平成 26 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名　メディキット株式会社
代表者名　代表取締役社長 栗田 宣文
（コード番号：7749 J A S D A Q）
問合せ先　常務取締役 管理部門担当 石田 健
電話番号　0 3 - 3 8 3 9 - 8 8 7 0

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 18 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）

① 取締役及び使用人は、公正で高い倫理観・価値観に基づいて行動し、広く社会に貢献することが求められる。代表取締役は、常に、この精神を当社グループの取締役及び使用人に伝達し、法令遵守及び経営の透明性確保を徹底する。

② 代表取締役は、コンプライアンス統括責任者として、管理部門担当取締役を選任し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を行う。

③ 内部監査部門は、コンプライアンス体制、法令及び定款上への適合性を確認し、代表取締役及び担当取締役に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ また、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者の取扱に関する規程」に基づき運営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）

① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。

② 取締役及び監査役は、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- ① 「リスク管理規程」に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で適切なリスク対応を図る。
- ② 「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの管理について、把握、分析、評価した上で見直し、対応を検討するものとする。
- ③ 当社グループの取扱う製品については、別途、原則月 1 回開催する「部長会」にて、製品の安全性の確保、品質の向上について検討・見直しを行う。
- ④ また、不測の緊急事態が生じた場合には、代表取締役下の対策本部を設置し、迅速に損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営の意思決定の迅速化を図る為、代表取締役、担当役員、担当部長等で構成する「部長会」を毎月開催し、業務課題の審議、及び業務執行状況を確認する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理の所管部門の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、当社及び子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ② また、子会社に対しては、定期的に監査を実施するとともに、当社監査役と子会社監査役が意見交換を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、同条同項第 2 号)

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門担当取締役は監査役と協議の上、合理的な範囲で業務補助のためのスタッフを置くことができるものとする。
- ② 同使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号、同条同項第 4 号)

① 取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求める事ができることとする。

② 監査役は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

以上